

組合員の皆様へ

徳島市農業協同組合

組合員資格の確認のお願い

組合員の皆様の組合員資格に変動が生じた場合は、定款第 15 条の定めるところにより、書面にて当 JA にお届けいただくことになっています。

組合員資格に変動があった場合はお手数ですが、当 JA 窓口で組合員資格変更手続を行われますようお願い申し上げます。

組合員資格区分は、農業者の正組合員と農業者以外の准組合員があります。

正組合員は、経営する農地が 10a 以上か農業に 1 年のうち 90 日以上従事する人等が該当します。

なお、資格の詳細は JA 窓口でご確認いただけます。また、組合員資格変更届の様式についても JA 窓口にてご用意してあります。

※ 組合員資格の変動は、お名前、ご住所の変更等のほか、正組合員から准組合員に、または准組合員から正組合員に資格が変動した場合が該当いたします。お亡くなりになられた方についても、相続の手続きを必要とします。

本件に関する問い合わせ窓口

徳島市農業協同組合 本所総務部総務課

電話番号 (088) 622-6335